

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、設備設計の補助業務に従事していた。被災者は、同年〇月〇日、C会社（以下「出向先」という。）に出向して電気設計の補助業務に従事した後、平成〇年〇月〇日に会社に復帰したが、同年〇月〇日、D病院に受診したところ「自律神経失調症」と診断されたことから、休職し、同年〇月〇日に会社を退職した。

請求人によると、被災者に対して、入社以来、多人数の同僚等により人格及び人間性を否定するような言動や無視が行われ、上司に相談するも否定され、適切な社内調査も行われなかったため、極度の不安から、精神障害を起こしたという。

被災者は、会社を退職後、複数の企業等に入退社を繰り返したが、平成〇年〇月〇日に家出し、翌〇日、自家用車の中で死亡しているところを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日夜頃（推定）、直接死因：硫化水素中毒、直接死因の原因：硫化水素ガスの吸引、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人と再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者が、①入社以来、多人数の同僚等から人格を否定するような言動や無視といったパワハラを受け、給与も募集要項どおりに支払われなかったこと、②平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日に退職を強要するような発言があったこと、③同年〇月〇日に会社設備設計部門から出向先電気部門に出向したこと、④平成〇年〇月〇日に会社建築設計部門に復帰したこと、⑤被災者の受けたパワハラに対する調査が十分に行われなかったことなどといった業務による心理的負荷となる出来事が原因となって、精神障害を発病し、自殺するに至ったものであると主張している。
- (2) そこで、被災者に発病した精神障害の有無及び発病時期についてみると、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は、平成〇年〇月下旬頃から、「不安、抑うつ状態」にあったと考えられ、これをICD-10診断ガイドラインに照らして判断すると、

被災者は、同月下旬頃に、「F 4 3. 2 適応障害」を発病したものと判断することが妥当である旨の意見を述べている。

これに対し、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者の学校や職場に局限して、被害・関係妄想が出現していることや被災者の自信欠乏と権利主張という矛盾した性格からみて、被災者の悩みの根源は妄想にあると考えられるから、被災者の精神障害は、ICD-10診断ガイドラインに照らして、『F 2 2 妄想性障害』のうちの『敏感関係妄想』と診断するのが相当である。対人関係の悩み、被害・関係妄想が大学学部時代には一旦寛解したが、社会人となる前段階で再発したものであり、その再発時期は、大学院修士課程時のF病院受診前と考えられ、その妄想性障害（敏感関係妄想）は、置かれた状況によって異常の程度の差はあっても、自殺に至るまで持続したものと考えられる。」旨の意見を述べている。

E医師の意見は、被災者の精神科への受診歴のほか、症状経過等を踏まえ、被災者の悩みの根源が妄想にあるとして、被災者に発病した精神障害やその発病時期を診断しており、妥当なものであると思料されることから、当審査会としても、被災者の症状や受診歴等からみて、被災者に発病した精神障害は、「F 2 2 妄想性障害」（以下「本件疾病」という。）であり、その発病時期は、被災者が大学院在学中の〇歳頃である平成〇年頃であると判断する。

(3) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、認定基準では、その対象となる疾病（以下「対象疾病」という。）が定められ、その対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められることが、業務起因性を認める要件とされている。

本件においては、上記(2)で判断したとおり、被災者は対象疾病を発病しているものと認められるが、その発病時期は、入社前の大学院在学中である平成〇年頃であったものと判断され、被災者は入社前に既に本件疾病を発病していたのであるから、請求人らが主張する会社における業務遂行過程での出来事は、少なくとも本件疾病の発病に影響したものとみることができない。

そうすると、被災者の本件疾病は、業務による心理的負荷により発病したも

のとは認められないから、業務上の疾病として取り扱うことはできず、また、その死亡も業務上の事由によるものと認めることはできない。

- (4) 以上のとおり、請求人らが主張する上記(1)の出来事は、いずれも本件疾病発病後の出来事であることは明らかであり、心理的負荷の評価の対象となるものではないが、発病後の出来事であっても、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、業務上の疾病として取り扱うものとされている。

そこで、当審査会においては、一件記録を改めて精査したが、被災者の本件疾病が会社に入社後悪化したことを裏付ける客観的な資料を見いだすことはできず、本件疾病が著しく悪化したものと医学的に認めることはできないものである。

なお、仮に被災者の本件疾病が入社後悪化したとして、その悪化原因について検討しても、これらの出来事は、いずれも認定基準別表1の「特別な出来事」には該当しないと判断されるものであり、当該悪化と業務との間に相当因果関係があるとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、また、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。